平成２６年（フ）第１７２４号
福岡市博多区東比恵３丁目13番58号、住民票上の住所佐賀県三養基郡基山町大字宮浦1753番地
債務者　西　　一章
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　慶樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月３日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４２２号
福岡市城南区長尾１丁目19番27号
債務者　野地　幸男
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古瀬　　梓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４７９号
福岡市南区寺塚１丁目17番６―503号
債務者　富田　美恵
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桝本　美穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３６２号
福岡市西区大字千里459番地１
債務者　中島　　純
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甲木　真哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月10日午後４時
5　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７２８号
福岡市東区土井２丁目37番９号、前住所福岡市東区香椎駅前１丁目３番15―403号
債務者　八坂　一行
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅野　晃平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２２１号
群馬県前橋市稲荷新田町276番地10
債務者　甲斐雄一郎
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星野　啓次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月25日午後２時35分
5　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１０４９号
福岡市早良区次郎丸１丁目２番19号
債務者　坂井　正芳
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧　　智浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０５０号
福岡市早良区次郎丸１丁目２番19号
債務者　坂井　文子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧　　智浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６９２号
福岡県古賀市新久保２丁目７番５号
債務者　一瀬　和子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　恩穂井達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７１２号
福岡市中央区大名１丁目３番19―507号
債務者　高山由美子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　珠青
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５１５１号
大阪市旭区高殿６丁目13番17号旭高殿ハイツ303
債務者　和田　祥幸
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　由紀
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２１号
沖縄県宮古島市平良字下里1029番地26
債務者　佐原ひろみ（旧姓國仲・宮良）
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２６年（フ）第５５号
和歌山県田辺市芳養松原２丁目８番29号　はやマンションＢ棟102、住民票上の住所和歌山県田辺市芳養松原２丁目８番29号　102、前住所和歌山県田辺市芳養松原２丁目８番29号　103
債務者　田内　清美
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第５６号
和歌山県田辺市芳養松原２丁目８番29号　はやマンションＢ棟102、住民票上の住所和歌山県田辺市芳養松原２丁目８番29号　102、前住所和歌山県田辺市芳養松原２丁目８番29号　103
債務者　田内　晴美
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第３５３号
愛知県刈谷市一ツ木町５丁目26番地６、前住所愛知県知立市東上重原１丁目66番地
債務者　井浪　理沙
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第７７号
山形県米沢市大字三沢6566番地の10、前住所山形県米沢市大字南原笹野町2973番地の７
債務者　安部　正一
1　決定年月日時　平成26年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第８８号
山形県米沢市塩井町塩野3266番地
債務者　大竹　克芳
1　決定年月日時　平成26年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
山形地方裁判所米沢支部